

# メキシコにおける特許出願制度概要

AROCHI & LINDNER MÉXICO

Jorge Mier y Concha III

パートナー 弁護士



Jorge Mier y Concha は、Arochi & Lindner の特許および著作権部門の責任者である。広範な科学的理解と法的知識を有し、特許および意匠特許訴訟に特に精通しており、広範な最先端の検索、非侵害、および自由実施技術など、特許事項に関する専門知識でも知られている。また、ライセンスされた特許、ソフトウェア、およびノウハウを含む、国内および国際的な技術移転に関する多数の取引とコンサルティングの経験を持つ。1995 年以来、メキシコ国立自治大学法科大学院で知的財産法の教授を務め、AIPPI、AIPLA、AMPPI、CSUSA、FICPI、INTA のメンバーであり、メキシコ AIPPI の理事会事務次長を務めている。

## I. メキシコの特許法および規制等

特許に関する法令等は以下のとおりである。

1. 産業財産法
2. 産業財産法に関する規制
3. メキシコ産業財産庁に支払う関税に関する公式文書
4. 産業財産権を付与するための産業財産庁における時間枠および期間に関する公式文書
5. 生物学的材料を寄託させる認定機関に関する公式文書

特許問題に関連する国際条約は以下のとおりである。

1. 産業財産権の保護に関するパリ条約
2. 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）
3. 特許協力条約（PCT）
4. 北米自由貿易協定（NAFTA）
5. 環太平洋パートナーシップに関する包括的かつ進歩的な協定（CPTPP、通称 TPP11）

## II. メキシコの特許（要件と効果）

自然界に存在する材料またはエネルギーを人の特定の需要を満たすよう使用することができる形に変える人の創造は、発明とみなされる（産業財産法第 15 条）。

本法の条項に基づき、進歩性の成果から生じ、産業上の利用可能性を有する新規発明は、特許を受けることができる。ただし、次のものは除く（同法第 16 条）。

1. 動植物の発生、複製又は繁殖を目的とする本質的な生物学的方法
2. 自然界で発見される生物学および遺伝的材料
3. 動物の品種
4. 人体および人体を構成する生きた材料、および
5. 植物の品種

特許出願日または、該当する場合は、承認される優先日における先行技術が、出願された発明が新規かつ進歩性を有するか否かの決定に利用される。発明が新規であるかの決定に利用される先行技術には、上記基準日より前にメキシコにおいて提出され係属しているすべての特許出願（第 52 条にいう公開がその日より後になされた場合も含む）を含める（同法第 17 条）。

特許出願日または、該当する場合は、承認される優先日の前 12 月の間に発明者もしくはその権原継承人が何らかの伝達手段により、または発明の実施により、または国内もしくは国際見本市において展示することにより当該発明を公知とした場合でも、そのような発明の開示によって新規性は失われないものとする。これに対応する出願を行う場合は、本法に基づく規則に規定される方法により確認書類を添付しなければならない。

特許出願に記載される発明についての公開および外国官庁により与えられる特許の対象たる発明についての公開は、本条にいう規定には該当しない（同法第 18 条）。

つぎのものは産業財産法の適用上、発明とはみなされない（同法第 19 条）。

1. 理論上または科学上の原理
2. 従来人間に知られていなかったものの、自然界に既に存在存在していたものを公開または公表することにある発見
3. 精神作用を実行し、ゲームを行い、または事業活動を行うための図式、計画、規則および方法並びに計算方法
4. コンピュータプログラム
5. 情報提供の方法
6. 美的創造物、芸術作品および文学作品
7. 人体または動物に適用可能な外科的処置、治療上の処置または診断診断の方法、および
8. 公知の発明の並置、公知製品の混合またはそれらの使用法、形状、寸法または材料の変更。ただし、現実にはそれらの結合または一体化の程度が強くて分離しては機能しない場合およびそれらの構成要素の特徴または機能が大きく変化しており当該分野の技術に熟知する者にとっても自明でなかった産業上の結果または利用法を生み出すように変更している場合を除く。

特許によって与えられる権利は、承認されたクレームによって決定される。明細書と図面または該当する場合は、第 47 条(1)にいう寄託された生物学的材料が、クレームを解釈するために利用される（同法第 21 条）。

特許によって与えられる権利は次に対して効力が及ばない（第 22 条）。

1. 私的または学術的分野において非営利目的の下に、純粹に実験的、試験的または教育的な目的での科学または技術的な研究活動に従事し、そのような目的のため

に特許された物もしくは方法と同一の物または方法を製造もしくは使用する第三者

2. 特許物または特許方法を使用して得られた物を、これらが合法的に市場に出された後に販売し、取得しまたは使用する者

3. 特許出願日または、該当する場合は、承認される優先日より前に、特許方法を使用し、特許物を製造し、またはそのような使用もしくは製造の準備をする者

4. 特許発明が他国の輸送機関の一部を構成しかつ当該輸送機関がメキシコの領域を通過する場合におけるそのような輸送機関での当該特許発明の使用

5. 生体に関する特許の場合で、他の物を得るために原種の変種または増殖の出発材料として特許物を使用する第三者（そのような使用が繰り返される場合を除く）

6. 生物で構成される物に関する特許の場合において、特許物が特許権者または実施権者によって適的に市場に出された後に増殖または繁殖以外の目的でそれらを使用し、流通させ、または販売する第三者

本条に規定される行為はいずれも本法の範囲における行政上の侵害行為および犯罪行為を構成しない。

特許権は出願の日から関連手数料の納付を条件に 20 年間の存続するものとし、更新はできない（同法第 23 条）。

特許権が付与された場合は、特許権者は、特許出願についての公開が官報によって有効になされた後、当該特許権の付与前に特許権者の承諾を得ずに特許対象たる方法または物を使用した第三者に対し、損害賠償を請求することができる（同法第 24 条）。

特許発明に関する排他的実施権は、特許権者に、次に述べるの特権を与える（同法第 25 条）。

1. 特許主題が物である場合は、他の者が自己の同意を得ない特許物を製造、使用、販売、販売の申し出および輸入することを防止する権利、および

2. 特許主題が方法である場合は、他の者が自己の同意を得ないで当該方法を使用すること、当該方法により直接に得られた物を使用、販売、販売の申し出、または輸入することを防止する権利。

第 69 条にいう者による実施は、特許権者によってなされたともみなされる。

特許の存在は、係属中であるか付与されたかのいずれかの状態にある物または方法についてのみ当該事実を記載することができる（同法第 26 条）。

### III. メキシコでの特許出願に必要な情報

メキシコでの特許出願のための最小限の情報は次のとおり。

- 書誌事項
  - a) 出願人の氏名、住所、国籍
  - b) 発明者の氏名、住所、国籍
  - c) 発明のタイトル、
  - d) 優先権情報：国、シリアル番号、および最初の出願日
- 特許の明細書（任意の言語）
- 請求項（任意の言語）
- 発明の要約（任意の言語）
- 図面
- 生物学的材料の寄託の複写（該当する場合）
- PCT 出願の国内段階エントリの場合、WO 刊行物の複写は、申請者によって提供されるか、すべての関連情報を取得するためにその番号を提供する必要がある。

メキシコ産業財産庁での手続きを完了するためには、以下が必要になることに注意：

(a) 現地の出願日から 3 か月以内の優先権主張出願の認証された複写。この書類は、PCT 経由の出願には必要ない。

(b) 出願人の法定代理人と 2 人の証人によって正式に署名された弁護士委任状の原本。出願人が会社組織またはその他の法人である場合、委任状は、付与者が法人を代表する権限があることを示す（法的効力のある）企業文書（例えば、会社の定款、理事会決議などとその日付）の名前と日付を記載する必要がある。

(c) 発明者、申請者の法定代理人、および 2 人の証人によって署名された譲渡書類。譲渡書類は、その複写が公印確認で認証されている限り、優先権の基礎となる出願で提出された譲渡証の認証された複写を提出しても良い。

PCT 経由の出願の場合、メキシコ産業財産庁は、正式には譲渡書類を必要としないが、将来的に第三者が現地の要件を遵守していないと主張するのを避けるために、これらを自発的に提出することを推奨する。

(d) 質の高い翻訳を得るのに十分な時間がない場合、出願は任意の言語で提出できる。産業財産規則により、優先権に影響を与えることなく、メキシコ産業財産庁からの正式な要求から 2 か月以内に翻訳を提出することができる。

(e) 譲渡証および／または委任状の提出期限は、正式なオフィスアクションを受け取ってから 2 か月であり、通常、メキシコ産業財産庁からオフィスアクションが発行されるまで 2 か月を要する。

(f) メキシコ産業財産庁の電子出願システムを通じて特許出願が行われるとき、財産庁は、譲渡証、委任状および優先権書類のデジタル版を受け入れるので、原本を提出する必要はない。しかし、財産庁の審査官は、文書の原本を要求する権限を持つことに留意すること。

(g) メキシコでは、すべての特許出願が自動的に審査されるため、審査請求は必要ない。

(h) 特許審査ハイウェイ (PPH) 出願は、メキシコ出願の請求項を米国、スペイン、日本、中国、ポルトガル、チリ、ペルー、コロンビア、オーストリア、カナダ、シンガポール、韓国出願の特許可能と判断された請求項のいずれかと十分に対応させることにより、メキシコ産業財産庁に提出することができる。さらに、PCT-PPH オプションは、米国、スペイン、日本、中国、チリ、EPO、オーストリアが審査機関として機能することにより可能である。PPH 申請は、特許出願から審査開始前まで



に提出することができる。PPH 申請が受け入れられた場合、メキシコ産業財産庁は 1 か月以内に許可通知を発行する。

(i) メキシコの特許権の存続期間は、その法的出願日から 20 年である。特許許可の通知がなされてから 2 か月以内に 5 年分の年金を納付することにより特許が付与され、特許証が発行される。

#### IV. メキシコの審査タイムライン

メキシコでの特許審査期間は、方式審査段階を完了するのに、出願から約 2~6 か月を要する。その後、出願は官報に掲載される。さらにその後、約 1~2 年間、審査官により、実体審査が行われる。オフィスアクションの数に応じて、実体審査は 4 か月から 2 年を要する。



図1 審査タイムライン

協力 : Olarte Moure & Asociados

(編集協力 : 日本国際知的財産保護協会)